

新潟市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 9月 25 日

新潟市長

中原 一

新潟市規則第 63 号

新潟市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則

新潟市臨時職員に関する規則（平成 6 年新潟市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「される職員」の次に「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「地公法」という。）第 5 7 条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「単純労務職員」という。）を含む。）」を加え、同条第 1 号を次のように改める。

（1） 地公法第 2 2 条の 3 第 1 項

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 2 2 条第 2 項」を「第 2 2 条の 3 第 1 項」に改める。

第 5 条第 2 項中「（1 日当たりの勤務時間が 7 時間 4 5 分に満たない者については、1 日又は 1 時間）」を削り、同条第 9 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 8 項を同条第 1 0 項とし、同条第 7 項中「第 5 項第 6 号及び第 1 3 号から第 1 5 号まで」を「第 7 項第 6 号、第 1 2 号から第 1 5 号まで、第 2 2 号及び第 2 3 号」に改め、「し、同項第 2 2 号及び第 2 3 号の休暇の単位は、1 日と」を削り、同項を同条第 9 項とし、同条第 6 項を同条第 8 項とし、同条第 5 項各号列記以外の部分中「第 4 号から第 6 号まで、第 1 1 号から第 1 3 号まで、第 1 7 号、」を削り、同項第 9 号中「労働基準法」の次に「（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）」を加え、同項第 1 5 号中「平成 7 年新潟市条例第 2 号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項の次に次の 2 項を加える。

5 任命権者は、年次有給休暇を臨時職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

- 6 単純労務職員の年次有給休暇の時季指定については、単純な労務に雇用される一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年新潟市規則第15号）第3条の規定を準用する。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（介護休暇）

第6条 次項に規定する臨時職員に介護休暇を付与する。

- 2 勤務時間条例第15条第1項から第3項までの規定は、臨時職員（同条第1項に規定する申出の時点において、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、勤務時間条例第15条第1項の規定の例により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。

（介護時間）

第7条 次項に規定する臨時職員に介護時間を付与する。

- 2 勤務時間条例第15条の2第1項から第3項までの規定は、臨時職員（初めてこの条に規定する休暇の承認を請求する時点において、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。）の介護時間について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。